

失業保險參考資料第四號

失業保險制度ニ對スル辯護的
意見ト非難的意見

社會局社會部職業課

凡例
一、本稿ハ手許ニアル断片的資料ヲ編纂セ
ルモノニ過ギズ

目次

A. 辯護的意見

- 一、獨逸労働大臣ドクトル、シュテーゲルワルド氏ノ意見
- 二、ドイツ職業紹介及失業保険局長ドクトルシルプ氏ノ意見
- 三、ベルリネル、ターゲブラット紙意見
- ※四、ドクトルウオルフ、テイートリヒ、シユターンスドルフ氏ノ意見
- ※五、エルネスト、マハイム、(リユツチヒ大學教授)ノ意見

B. 非難的意見

- 一、ウヰリアム、ベウフリッゲ氏ノ意見
- 二、合衆國上院教育及労働委員会ノ意見
- 三、強制失業保険ニ對スル米國事業主団体ノ反對論
- ※四、デインケルスビユール職業局フリードリヒ、ドルヴェイル氏ノ意見
- ※五、獨逸國民黨(保守黨)代議士ホイク氏ノ意見

(附録)
獨逸失業防止協會ノ會議ニ於ケル失業保險ニ関スル諸
家ノ意見

A. 辯護的意見

一、獨逸勞働大臣ドクトル・シュテーゲルワルド氏ノ意見

獨逸勞働大臣ドクトル・シュテーゲルワルド氏ハ一九三〇年五

月組合^社総同盟 (*der allgemeine Deutsche Gewerkschafts*

Bund) 及自由俸給被傭者総同盟 (*der allgemeine freie*

Angestelltenbund) ノ會合ニ於テ演説シタル中ニ於テ、失業

保險制度ヲ辯護シテ曰ク

「今日ノ如キ世界的不況ニ際シテハ、獨逸ハ二百二十五万人ノ

失業者ニ對シ本年^度中ニ、二十億マルク以上ノ失業手當ヲ支

出シナケレバナライ、ソコデ失業保險ヲ非難スル者ハ、斯、ル多

額ノ失業手當ヲ支出スルヨリハ、勞働供給計畫ヲ實行シタ方

ガ優ツテナルト論スル。然シ乍ラ二百万ノ失業者ニ職業ヲ與

ヘル島ニハ實ニ六十億マルクノ資金ヲ必要トスル、斯クノ如キ巨額ノ資金ハ之ヲ外債ニヨルモ、又内債ニ依ルモ、將又課税ニ依ルモ之ヲ調達スルコトヲ得マイハ云々(一九三三年五月三十日、オトルウエック刊)
ドイツ職業紹介及失業保険局長トアルシムル氏意見(海外社會時報五年八月号)
ドイツ職業紹介及失業保険局長トクトルシルプ氏ニ依レバ、緊急事業ニ失業者ヲ從業サセル場合ニハ、之ニ失業救済金ヲ支給スルトモニ比較シテ一人當リ四倍乃至五倍ノ費用ノ支出ヲ要スルノデアル。

(一九二九年 アロイス、エッゲル著「獨逸經濟ノ社會保險ニ

ヨル負担」, die Bedeutung der Deutschen Wirtschaft durch

die Sozialversicherung von Alois Egger = 依ル海外社會時

報昭和五年九月号十七頁)

三、ベルリネル、ターゲブラット紙意見

一九二九年七月二十九日、ベルリネルターゲブラット紙「獨逸

失業保險ノ濫用」ニ付テ論、タル一節ニ於テ世間ノ失業保險ニ對スル非難ハ實ハ失業保險制度ソノモノニ對スル非難ニハアラスシテ、保險制度ヲ濫用スルコトニ對スル非難ナリトシテ次ノ如ク述ベテヤル。

可 失業保險ニ付テ雇傭者カラ次ノ如キ非難ヲ聞クコトガアル、即チ「失業保險ハ經濟上到底負担ニ堪ヘナイ又(2)健全ナル社會政策ノ要求スル適度ナル程度ヲ超過シテヤル又(3)被傭者ノ勞働心ヲ害スル制度デアル等々。然シ乍ラ之等ノ非難ハ、保險制度ソノモノヲ濫用スル所カラ生ズルモノデアツテ、失業保險制度ソノモノニ對スル非難トシテハ適當デハナイノデアアル。

失業保險ノ濫用防止ニ付テハ、適當ナル罰則ヲ制定スルト共ニ、失業保險當局ハ濫用防止ノ爲ニ一層ノ努力ヲ爲サ

ネバナラナイ。又労働組合ハ解雇者救済、為不實ノ内容ヲ有スル労働證明書ノ交付ヲ雇傭者ニ強要スルコトヲ止メ、雇傭者及其ノ機関モ亦私益及個人資本家の利益ハカリデナク公益及總体ノ利益ヲモ考慮シテ處理シナケレバナラナイ、サスレバ失業保険制度ハ社會的及國民經濟的損害ヲ惹起スルコトナク、又職業紹介及失業保険局ノ財政的破滅ヲ招致スルコトモナカラウ。若シ不實ノ労働證明書ノ發行ヲ困難ナラシメ之ニ因ツテ輕率ナル勞務ノ拋棄ヲ輕減シ得ルナラバ、失業保険ノ不當利用除去ニ依ツテ獲得シ得ル節約ノ金ハ蓋シ巨額ニ達スルデアラウ云々 (海外社會時報昭和四年九月号三頁—三頁)

四、ドクトル、ウオルフ、ディートリヒ、シュターンドルフ氏ノ意見

失業保険ハ經濟再ノ不況ニ於ケル景氣政策トシテ重要ナル意義ガアル。失業保険ハ、有責原因ニ基カズシテ失業セル者

ノ生活ヲ保障スルモノデアアルガ、他方コレニ依ツテ消費ノ變動ガ防止ヤレルデアアル。失業保険ハ、失業手當支出ノ爲メ景氣ノ各段階ニ於テ雇傭者及被傭者ノ掛金並國ノ補助金ヲ取り立テル。而シテ斯ル方法ニ依ツテ失業保険ノ財源ハ、失業ノ顯著デナイトキニ蓄積サレ、失業ノ多大デアルトキニ失業手當トシテ失業者ニ提供サレル。即チ失業保険ハ、景氣ノ好イトキニハ、産業界カラ多額ノ資金ヲ吸收シ、一般國民カラ購買カラ奪取スルケレドモ、景氣ノ悪イトキニハ、此ノ蓄積シタ資金ヲ以テ失業者ニ失業手當ヲ與ヘテ消費カラ維持スルノデアアル。(此ノ消費カハ此ノ資金ガ無ケレバ減退ノ一途ヲ辿ルヨリ外ハナイデアアル) 換言スレバ失業保険ニヨツテ與ヘラレル失業手當ハ、購買力ノ變動ヲ防グト同時ニ刺戟ヲ與ヘテ之ヲ復活サセル效果ヲ有スルノ

デアル。
{ 同氏著「景氣政策ノ方法」(Die mittel einer Konjunktur) }
{ *Empfindlichkeit* = 依ル }
五、エルネスト・マハイム(リュツチヒ大學教授)ノ意見

産業ノ經營ハ雇傭者ノ手ニ在ツテ、失業ハ其ノ産業ニ生
生スル災厄デアルカラ、雇傭者ハ失業保險ニ對スル經費負
擔義務ヲ全然回避シ得ナイ。國又ハ公共團體モ亦失業發
生ニ對シテ責任ガアルカラ、失業保險ノ經費ヲ負擔シナケレバ
ナラヌ。即チ政府ノ一般政策就中對外政策、關稅政策、財
政政策、通貨政策等此等一切ノモ、ハ、工業及商業ニ對シ
テ反響ヲ與フルコト大デアリ、隨フテ失業ノ發生ニモ關係
スルトコロ多大デアル。

被傭者ガ失業保險經費ヲ負擔スベキ理由ハ、其ノ保險タ
ルノ性質上被保險者ハ當然保險料ヲ負擔スベキモノデア
ルコト、此ノ保險料ノ給付ニ依ツテ又此ノ保險料ノ範圍ニ於

テ、被保險者ハ民法上、賠償請求權ヲ有スルコト、保險料ハ
労働者ノ品性ヲ維持スル上ヨリ見テ當然之ヲ負擔スベキコ
ト等ニ基クノデアアル。余ハ「失業ノ危険ハ社會ヲ構成スル國
家、労働カラ利得ヲ收得スル雇傭者及失業救済ノ健全ナ
ル原則ヲ理解スル労働者ニ分配スベキモノデアルト宣言スル
フランクフルト國際鑛山労働者會議ニ於ル一致ノ決議ニ讚
成デアル。

一九二四年十月二日乃至四日、ブライグニ開カレタ「國際社會政策
會議」ニ於ルエルネスト・マハイムノ演説ノ一節ニ依ル
(一九二五年一月一日ライヒス、アルハイツ、プラットフォーム所掲)

B. 非難的意見

一、ウヰリアム・ベヴァリッジ氏ノ意見

ウヰリアム・ベヴァリッジ氏ハ一九三〇年二月七日オックスフォードニ於ケル Sidney Ball Lectureニ於テ「失業保険ノ過去及現在」ニ付テ演説ヲナシタル中ニ左ノ如ク述ベテ居ル

「多クノ人ハ失業保険ニ伴フ弊害トシテ、労働者ガ仕事ヲ見出シ得ルニモ拘ラス敢テ就業スルコトナク、失業手當金ヲ請求シ易キト虞アルコトヲ擧ゲテキルガ、予ノ考ヘル所デハ現在ノ失業保険ニ依ル無限ナル救济ニ伴フ眞ノ危険ハ、個々ノ労働者ヲ墮落セシムルコトデハナクテ、却ツテ失業保険ノ存在スルコトニ依ツテ政府當局ヤ職業紹介所當局、労働組合當局ノ意氣ヲ沮喪セシメ、失業ヲ防止スルコトニ付テノ熱心ヲ减退セシムルコトニ存スルノデアル」云々

(一九三〇年二月八日 ロンドンタイムス
一九三〇年三月十日 Industrial of Labour Information)

二、合衆國上院教育及労働委員會ノ意見

合衆國上院ノ教育及労働委員會 (The Senate Committee on Education and Labour) ハ上院、委囑ニ依リ失業原因及之ガ對策ヲ調査研究シタガ、一九二九年二月廿五日發表シタル報告書ノ中ニ於テ、失業保険制度ニ對スル結論トシテ左ノ如ク述ベテキル

「政府ハ現在ノ狀況ニ於テハ失業保険制度制定及管理ニ干渉スルコトハ不必要且不賢明デアル」

「外國ノ政府ガ採用セル如キ失業保険制度ヲ政府ガ採用スルコトハ米國ノ現状トシテハ其ノ時機デハナイ」

「民間雇傭主ハ失業保険制度(編者註)之ハ民間會社自身

等ノ經營ニ依ル私的失業保險ニシテ、國營又ハ公營ノモノニテラス
ヲ採用スベキデアル。而シテ政府トシテハ夫々ノ産業ニ最モ適
當シタル該制度ノ採用ヲ許可シ且獎勵スベキデアル。

(Monthly Labour Review May. 1929) 所載

三、強制失業保險ニ對スル米國事業主團體ノ反對論

米國工業家ノ全國的聯盟ナル全米製造家協會 (National
Association of Manufacturers) ハ強制失業保險ノ問題ニ付テ
委員ヲ擧ゲテ調査研究中デアツタガ、一九三〇年之ニ關シ
Public Unemployment Insurance ト題スル報告書ヲ發表
シタ。右報告書ノ結論ハ強制失業保險法ノ制定ニ對シ絶對
反對ノ意見デアルガ、今右報告書中ニ引用セラレタ反對論
中、重大ナルモノヲ略記スレバ左ノ如クデアル。

社會政策時報昭和五年六月号ニ右報告書ノ譯文(森田良雄氏
譯)ヲ掲載シアルヲ以テ右譯文ヲ取捨シテ左ノ如キ略記トセリ

一、國營失業保險制度ハ産業ニ對スル租税ノ重荷ノ輕減スル
代リニ却ツテ重課スルモノデアル。

二、何等之ニ相當スルヤウナ經濟的奉仕ヲヤラナイデ金ヲ貰フトイ
フヤウナ制度ヲ廢止スルコトガ、經濟的能率ト産業平和トニ
對スル不_可欠ノ條件ノ一ツデアル。(アルエケト_ーネー氏著 *Signature*
Society 一六六頁)

三、『失業ニ對スル恒久的救済ハ施シニアラズシテ仕事ナリ』(ピーデー
教授著 *Jesus Christ and the Social Question* 二三〇頁)

四、『強者が弱者ヲ助ケ、恵マレタ者が不幸ナ者ヲ助ケル義務ハ五口
々人間ニ内在スル本能デアル。併シソレダカラト云ツテ、國家ガ
無理矢理ニ用ヤ乙ヤ兩カラ、彼等ノ稼イダ貨銀ノ一部分ヲ取リ
上ゲ、或ハ彼等ノ所有スル物ノ一部ヲ及收シテ見ズ知ラズノ
他人ニ與ヘルトイフコトニナツタラ、人タル故ニ有ツ此ノ義務ハ果サ

レナクナリ、サウンタ義務ヲ認メルコトスレナクナラウ云々

(英國記者ハロルド・コックス氏著 *Economic Liberty*)

(五) 英國失業保險ノ教訓ニ鑑ミテ、米國ハ斷ジテ其ノ轍ヲ踏ムベキ
デハナイ。ハート・シマフナー・エンド・マルカスノ年次討論集ニ掲ゲ
ラレタフエリック・ス・モーレー氏ノ「英國ノ失業保險トイフ懸賞論
文中ニ、氏ハ英國失業保險ノ失敗ハ次ノ諸点ニアリト述ベテ其ル
ハ財政的基礎ノ薄弱ナルコト、之ガ爲ニ最初ノ危機ニ當面シ
テ之ヲ切抜ケルコトガ出来ナカツタ

(2) 法律ノ適用ヲ寬ルヤカナラシメ且失業手當ヲ擴張シタコト
ハ保險ノ本質ヲ失ハシメルニ至ツタコト

(3) 斯クノ如キ擴張ニモ拘ラズ失業救済ノ問題ノ解決ニ失敗
シタ

(4) 保險管理費用ノ多額ナルコト

(5) 失業保險ニ関スル規定上事務的負擔ノ過重ナ爲メ職
業召込所ノ機能ノ無効ニ終ツタコト

(六) 經濟學者ウオルマン博士ニヨレバ、英國ノ失業保險ハ「英國産業
ノ復興ヲ妨ゲ」居リ、「失業状態ヲ永引カセテオルト」コトデアル。

(七) ヘンリー・クレイ教授ハ其ノ近業 *The Post-War Unemployment*
Problem ノ中ニ曰ク、^コ「^リリステット・ビエト・シモン・オプ・レーバー」ニ對スル障害ヲ除去
スル手段ノ一ハ失業保險制度ニ就テ再審査ヲ加ヘルコトデアル。...

一時的ノ失業ニ對スル特殊方法ガ或ハ労働ノ轉化ヲ遲延
サセテオハシナイカ。... 失業保險ノ故ニ失業ハ年毎ニ繼續シ差
業ニ於ケル規律立ツト仕事ガ間歇的ニ不規律ニ流レル結果トハナ
ツタ。以前ニハンウシタコトハ極メテ異例デアツタ生産業ニ於テ。

(八) 英國自由黨ノ特別委員ハ、一九二八年其ノ報告書「英國産業ノ
将来」(*British Industrial Future*)ニ述ビテ曰ク

可失業保険制度ハ或ル程度迄労働ノ可動性ヲ妨ゲタトイフコトハ眞実デアラシイ。産業ノ変動ニ因ル局部的ナ失業ヲ深刻ナラシメナイ爲ニハドウシテモ労働ノ可動性ヲ確保スル必要

ガアル

(九) イリノイス州労働省ノ自由職業局々長クレイトン氏ハ一九二八年述ベ

テ曰ク

一九二一年ニ至ル迄英國ノ失業基金ハ一億弗ヲ擁シタノデアアルガ一九二二年末ニハ此ノ基金ハ跡形モナクナツテ、政府ニ對シ約一億五千萬弗ノ負債ヲ負フコトニナツタ。ソレナ譯デ失業保険ハ理論トシテハ申分ナイガ、サテ實際問題トナルト却々ムツカシイ。

(十) ウィスコンシン大學經濟學部ノウィリアム・エー・スコット教授ハ英國ノ制度ノ實際ニ就テ自ラ研究ノ結果 失業保険ニ對シ大ニ熱意ヲ抱イテオナイ。氏ハイフ。

可已ニ一九二二年ノ夏ニ英國ヲ訪レタ思慮深イ人ハ、徐々ニ且確實ニ失業者ガ貧乏化シ、彼等ガ働ラカウトイフ衝動ガ萎縮シ國家ガ生活ヲ保障シテケレルノダトイフ觀念ガ彼等ノ頭ニ植エ付ケラレツツアルコトヲ看取セザルヲ得ナカツタ

可失業保険ハ失業ノ原因ヲ除去スルコトヲ目的トスルモノデハナク、失業ノ原因ナドイフコトニハ無關係ナモノダトイフコトヲ特ニ注意スル必要ガアル

四、デインケルスビュール職業局フリードリヒ・ドルヴィール氏ノ意見

(獨逸ニ於ル失業保険ノ都市集中ニ及ボス影響)

農業労働者ハ何故都市集中ヲ爲ステアラワカ、私ハ先ヅ第一ニ昨年施行サレタトコロノ彼ノ職業紹介及失業保険法ヲ考慮ノ中ニ入レナケレバナライコト、考ヘル。春ニナツテ農業労働者ガ都市ノ高工業ニ従事スル爲メ離村スル際、若シ秋ニナツテ労働

欽之、霜等ノ為メニ解雇サレルコトガアレバ、其ノ時ハ失業手當が支給サレルデアラウコトヲ期待スル。事實此等ノ離村シタ農村ノ労働者ニ對シテハ、職業紹介及失業保険局ノ資金ヲ以テ救済スル以外ニ方法ハナイ。彼等ハ失業手當ノ支給ヲ受クルコトが出来ル總テノ條件ヲ具備シテ居ルシ又失業ノ場合ニハ、彼等ニハ、甚ダ稀ナル場合ヲ除ク外ハ農村ノ労働ヲ紹介サレルコトハナイ。
(一九二八年十月十日發行アルバイツウルトベルフ)

五、独逸國民黨(保守黨)代議士ホイク氏(Heyck)ノ意見

(独逸國議會ニ於ケル演説、一節)
労働組合ノ主張スル購買力説ハ誤リデアル。最近数年間ニ於テ獨逸ノ全貸銀額ハ國家ノ貸銀政策ニヨツテ六十億マルクヲ増加シテ居ルガ、其レニモ拘ラズ恐慌ハ發生シタ。

失業保険ハ労働心(Arbeitsmoral)ヲ破壊スルモノデアル。政府ノ立案シテ人間労働供給計畫ハ危険ナ實驗デアル。何故カト言ヘバ公共團體ガ生産的價値ヲ造出スルコトハ不能ナコトガカラデアル。

吾人ハ農業労働者ノ農村逃避ヲ防止スル為メ彼等ヲ失業保険カラ除外シナケレバナラヌ。(一九三〇年六月廿八日フォルウエルツ)

(附録)

独逸失業防止協會 (die Deutsche Gesellschaft zur Bekämpfung der Arbeitslosigkeit)ノ會議ニ於ケル失業保険ニ関スル諸家ノ意見(一九二五年三月八日ライヒスマルバイツブラット及独逸ニ於ケル失業保険問題 das Problem der Arbeitslosenversicherung in Deutschland 依ニ)

(註) 本稿ハ一九二五年二月二十日伯林ニ在ル独逸失業防止
協會ガ失業保険問題ヲ議題トシテ開催セル會議ノ
席上數氏ノ行ハル演説ノ要譯ニテアル。當時独逸ニハ
失業救済制度カ施行サレテ居タノデアルガ其ノ財源ハ、
雇傭者及被傭者ノ掛金並市町村ノ給付ヲ以テ充テ
ラレテ居タ。即チ雇傭者及被傭者ハ掛金義務ヲ課セ
ラレテ居タノデアルガ被傭者ハ失業ノ場合必ずシモ失業
手當金ヲ支給サレズ、失業手當金ヲ受クル場合ハ救済
ヲ必要トスル狀況ニ在ルトキニ限ラレテ居タノデアル。然シ
斯ルノ救済ヲ必要トスル狀況ニ在ルトイフ失業手當
金支給條件ハ一九二七年七月十六日ニ公布サレタ職業
紹介及失業保険法ニヨツテ全ク廢止サレタノデアアル。
ドクトル、ヤストロウ(伯林大學教授)ノ意見

失業救済ハ労働者ガ自身ノ貯蓄ニヨツテ之ヲ為スベキデア
ルトイフ論ガアルケレドモ、失業ハ労働者ガ生活維持ニ必要ナル
貯蓄ヲ為ス以前ニ發生スルコトガ屢ニアルカラ、此ノ種ノ方法ハ
實行困難デアル。労働組合ニヨル失業救済ハ經濟変動ニ何
等ノ責任ナキ労働者^{ニ失業}轉嫁^{サセル}モノデアワテ之モ亦妥當デナイ。
現在独逸ノ失業救済制度ハ雇傭者及被傭者ニ掛金義務
ヲ賦課セルガ故ニ吾人ハ独逸失業保険法制定ヲ可能ナラシムベ
キ基礎ヲ有スルノデアアル。
ドクトル、ベンダ(独逸國労働省参事官)ノ意見
失業保険モ失業救済制度モ共ニ失業防止ノ見地カラ見テ著
シク效果ガアル。其レハ此ノ失業保険制度ガ無ケレバ、失業者ハ全
ク購買力ヲ喪失スルデアラウトキニ、此ノ制度ニヨツテ購買力ヲ喚ヘラ
レ、随ッテ之ニヨツテ消費ノ変動ハ防止サレ、生産ハ安定スルコトニ

ナルカラデアル。

失業保険ハ公設職業紹介所ノ活動ニ俟タザレバ、完全ニ其ノ職能ヲ發揮スルコトヲ得ナイ。特ニ職業相談及徒弟紹介ノ方面ニ於ル職業紹介所ノ活動ハ失業防止ノ效果ヨリ見レバ、甚ダ意義ガアル。職業紹介所ハ失業者ノ就職ヲ促進スル為メニ、労働用具、貸與、車(船)賃ノ支給、残留家族ノ救済、失業者ノ再訓練等ノ生産的失業救済ヲ為サネハナラヌ。

ドクトル、エルドマン(独逸雇傭者組合聯合會代表者)ノ意見雇傭者側ハ失業保険ノ實施ニ對シテ嘗テ異議ヲ唱ヘタコトハナイガ、然シ雇傭者ノ立場カラ若シ現行失業救済制度ガ従前通り、失業手當支給ノ條件トシテ規定スルハ救済ヲ必要トスル狀況ニ在ル者ノ條項ヲ廢止スル場合即チ救済ノ必要審査ノ規定ヲ削除スル場合ニハ失業保険ノ實施ニ對シテハ贊成シ難イ。

理由ハ左ノ如クデアル。

現在、失業救済 (*Erwerbslosenversicherung*)ノ費用ハ國勞働

省ノ公報ニ依レバ、獨逸經濟ノ負擔年額約二億二千万金馬克

之ニ公ノ負擔ヲ合算スルハ、最高三億金馬克ニ達スル。失業保

險ヲ實施シタル場合ニ發生スル負擔ノ増加ト災害保險、疾病保

險、俸給被傭者保險ニ關スル將來ノ負擔増加ノ見込(現在ノ獨逸

經濟ノ社會保險ノ負擔ハ合計十六億一千萬馬克デアツテ公ノ

負擔ヲ之ニ加算スルハ二十億金馬克以上ニ上リ、戦前ニ比シ著

シイ増加デアル)トヲ計算シ、更ニ獨逸經濟ノ租稅負擔ノ程度

(例ハバルール炭坑ハ噸當リ生産費ノ七パーセントノ租稅ヲ負擔

シ——戦前一パーセント——製鐵業ハ噸當リ鋼鉄ニ對スル租稅

ハ十馬克乃至十二馬克——戦前二馬克一。ペンニヒ——冶

金業ハ戦前ノ八八倍乃至十八倍、租稅ヲ負擔シテ居ル)又運

賃ノ率（獨逸産業ハ佛、伊、英、白、チエツコニ比シ遙カニ高率
デアル）等ヲ考慮スルヲバ、救済ノ必要審査ノ規定ヲ全除
外シタ失業保險ニハ雇傭者側トシテ到底之ニ賛成シ難イ。
シエプリート（獨逸労働總同盟代表者）ノ意見

現行失業救済令ニ於テ規定サレテ居ル救済ノ必要審査ノ條
項ハ失業保險法制定ノ場合ニハ當然削除サレネバナラヌ。救済
ノ必要アリヤ否ヤノ標準ヲ定ムルコトハ極メテ困難デアル。即チ
或ル地區デハ救済ノ必要アリト認ムル場合デモ他ノ地區デハ之ヲ救
済ノ必要アリトハ認メナイ。一例デアルガ、或ル地區デハ失業未者ガ
殆ンド全部失業手當金ノ支給ヲ受ケタノニ、他ノ地區デハ失業
者ノ四割乃至六割ノ者ガ失業手當ヲ受ケナカツタトイフコトデ
アル。

雇傭者ハ各被保險者（救済ノ必要アル失業者ヲ包括スル）ニ失

業手當金ヲ與ヘル純粋ノ失業保險ヲ施行スレバ、失業手當ノ支
給ヲ受ケル者ノ數ハ増加シ隨ツテ之ガ經費ヲ支辨スルニ必要ナル
掛金ヲ負擔スルコトニハ到底堪エラレナイト言ツテ居ルガ、保險ヲ實
施シタ場合失業手當受給者數ハ、個人的調査デアアルガ其レニ依
レバ、現在ノ失業手當受給者數ノ一割乃至一割五分ノ増加ニ過
ナイコトが推定サレル。又今日ノ社會保險ニヨル負擔ハ産業ニ取
ツテ堪ヘラレナイ程度ノモノデハナク、若シ物價、賃銀等ノ騰貴ニ
現ハレテ居ル如キ貨幣價值低落ヲ考慮ノ中ニ入レルナラバ、獨
逸現時ノ産業ハ、戰前ニ比シテ重イ負擔ヲ課セラレテ居ルモ
ノトハ謂ヘナイ。寧ロ反對ニ現在デハ社會保險ニヨル負擔ハ輕
減サレテ居ルモノト見ルコトが出来ル。故ニ産業ハ失業保險ニヨル
負擔ニ對シテ十分堪ヘ得ラレルコト、思フ。

吾々ハ雇傭者及被傭者ノ掛金負擔ノ上ニ樹テラレ、公ノ補助

金ヲ與ヘラレ且失業手當ニ對シ法律上請求權ヲ認ムルトコロノ
失業保險ヲ要求スル。

失業問題参考資料第三冊

失業防止ノ爲ノ勞働市場政策

社會局社會部職業課